

令和4年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和4年11月16日(水) 10:00~11:18
- 2 場 所 いわき市労働福祉会館 3階大会議室 (いわき市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、平岩副町長、舘下教育長、横山復興推進課長、藤本建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業復興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、朝田教育総務課長、木幡生涯学習課長、松原支援員(14人)

4 町民出席者 30人

5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、今年8月30日の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴い、一時立入りのバス立入受付やコールセンター受付などの運用が変更されるため、町民の皆さまにその内容をご説明し、町政全般についてご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 特定復興再生拠点区域の避難指示解除については、住民説明会を県内外11カ所で行い、町民の皆さまから様々なご質問やご意見、ご要望をいただいた。これを踏まえ、町議会に説明し、特定復興再生拠点区域の避難指示解除について了解をいただいた。国・県と協議を経て、8月30日、午前零時に避難指示解除を行った。

現在の特定復興再生拠点区域の除染の進捗率は、令和4年9月現在で、94%となっており、現在では約40名が町内のご自宅やアパート、駅西地区に整備された災害公営住宅で生活をしている。

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年10月に先行の25戸が完成し、18戸への入居が開始された。全体で86戸中50戸の登録が決定している。

ロータリー南エリア47戸については、世界情勢の大幅な変化や新型コロナウイルス等の影響により、資材調達に時間を要し、入居時期を変更せざるを得ない厳しい状況となっており、約7カ月遅れの令和6年5月入居予定となる。

また、駅西地区には令和5年2月の開設を目標に、診療所を建設中である。

3) 役場仮設庁舎については、8月27日に町内のJR双葉駅東側に新庁舎が完成し、開庁式を行い、9月5日から約100名の職員が業務を行っている。これまでのいわき事務所は、いわき支所として約30名の職員が業務を行っている。避難先の町民の方が不便にならないよう取り組んでいる。

4) 復興まちづくり計画については、今年6月に復興まちづくり計画(第三次)を策定した。解除後の戦略や中長期的な取り組みなど、復興まちづくり並びに町政の方向性を具体的に示すものである。

5) 特定復興再生拠点区域外 帰還困難区域への帰還意向調査については、内閣府と共同で、中間貯蔵施設区域を除く帰還困難区域に土地又は建物を所有している方及びその方と同居されていた親族の方を対象に、帰還意向調査を実施した。これまで対象世帯の約47%の世帯の皆さまから回答があり、引き続き回答を受付している。集計結果等については今後も町広報紙などでお知らせしていく。

6) 特定復興再生拠点区域内の営農再開への取り組みについて、除染後の農地については羽鳥地区をはじめ他4地区において、保全管理が行われているところであり、本年は、下羽鳥地区において、避難先からすぐに帰還しない農家の農地を作業受委託組織等が一時的に耕作する「管理耕作」が行われ、ブロッコリーが植え付けされたところ。

町では、令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンにより、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業生産基盤の整備、多様な担い手の確保に取り組んでいく。

避難指示解除区域の農地除染については、除染の進捗率は令和4年9月末現在98%となっており、特定復興再生拠点区域外の農地についても引き続き除染を行うよう国に強く求めている。

7) 除染廃棄物の仮置き場から中間貯蔵施設への搬入状況については、県内で発生した除染廃棄物である除去土壌については、2015（平成27年）3月の輸送開始から今年9月末までに約1,331万 m^3 が輸送されている。

また、中間貯蔵施設への搬入が進んだことにより、福島県内の仮置き場等については、1,372カ所であったが、そのうち1,330カ所の搬出が完了した。

環境省では、県内に仮置きされている帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入を令和3年度末までに概ね完了させたところであるが、現在は、主に特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めている。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和5年3月31日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 説明（中野住民生活課長）

○特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う運用変更等について

7 懇談概要

（鴻草：男性）

震災後に設置された環境放射能除染学会に継続して出席している。昨年は技術レポートの形で、道路補修、改修、修繕含め、コンクリートを回収し、それを再利用する段階

での放射線のあり方をまとめるなどした。廃棄物除染に関する法律の特別措置法で 30 年後には除染廃棄物を県外へ持ち出すことが決まっているかと思う。2018 年、2019 年の日本全国の除染に関する研究のメインとなる論文に「環境を復活させる法律も必要なのではないか」とあった。今、除染廃棄物を町内に置いているが、県外へ持ち出した後、山や田はどうするのか。環境復活のための法律が必要ではないかと論じられていた。みんなが「帰りたい」と思わせるには新たな時代へ向けて、環境の復活に関する法律も必要ではないかと論文に記載されていた。この辺りについて、町として県や国への働きかけや法整備に関する考えはあるのか教えてほしい。

(伊澤町長)

ご指摘のあった環境復活・再生については、特定復興再生拠点区域の避難指示解除の 3 要件にある。線量については特に重要で、帰還された皆さんに健康被害があってはならないし、取り組むべき課題であると十分に考えている。今回、避難指示解除をした特定復興再生拠点区域内の 555ha は、避難指示解除要件の年間積算線量が 20mSv 以下、空間線量率が $3.8 \mu\text{Sv/h}$ 以下である。人が居住する駅西地区は、年間積算線量率が 1 mSv を切る値になっている。また、今後、山や農地で作物を作ったときに健康被害の恐れがあるものを作ることはあり得ない。皆さんに安心して食べていただけるものを作らなければいけないし、十分にリスクコミュニケーションを図っていく。こういったことは当然、国へ事あるごとに要望している。帰還住民の健康管理については長崎大学と協定を結んでおり、双葉町役場に長崎大学の先生に常駐していただくなど、住民の皆さんの不安払しょくのための取り組みを進めている。帰還困難区域の取り組みに関して、帰還する人に心配をかけないような除染や、農業再生についても国と共有しながら取り組んでいきたい。

(鴻草：男性)

今回、このような発言をしたのは、福島県内中通り田村地方の有名な作家の方が、「追加被ばく線量の基準が年間 1 mSv とあるが、現実には日常生活の中で年間 1 mSv もいかない」と言っている。元々は震災後、婦人団体の方が国へ追加被ばく線量の基準を 1 mSv 以下にしてほしいと言って、国も厳しい方へ流れたのかと思う。私は、双葉町の工事現場をずっと見ている。特定線量下業務境界の数値に $2.5 \mu\text{Sv/h}$ とあるが、このような場所はもうない。年間積算量はどうか。石熊地区の関係者が被ばくし、年間追加被ばく線量が 2mSv 近かった。浪江町の WBC (ホールボディ・カウンタ) で調査したが、検出されなかった。1 年目は 1.5mSv、2 年目は 2mSv 近くであったが、検出されなかった。基本的に、今の線量の設定はかなりハードで、これが自分の首を絞めているのではないかというのが、私の感想である。これを踏まえて、線量に対する意識や農業を含め、戻ってもらうための工夫が未だおぼろげという印象がある。現場の声を踏まえ、規制緩和などの意見が出たことを受け止めていただきたい。

(長塚一：男性)

駅西住宅の完成が大幅に遅れることに対して納得できない。役場の担当者からは「完成が遅くなることはあっても、早くはならない」と言われた。復興住宅においてあり得ない。私が住宅解体の同意書にサインした時「復興住宅を建てるのでそこに住んでください」と言われた。それで同意したにも関わらず、これは詐欺ではないか。入れると言われたのに、半年遅れる。住宅資材が入らないと言っているが、町の業者に聞いてみたところ、トラック単位で(資材が)メーカーから入ってくると言っていた。もっと考えてほしい。完成が半年遅れることに納得できない。

(伊澤町長)

駅西地区の災害公営住宅について、ご指摘のとおりである。言い訳となってしまうが、ウクライナの紛争や石油の高騰、半導体製造の遅れなどが主な要因である。第一期の駅西地区復興公営住宅の入居も、当初は遅れるとのことだったが、請け負った事業者から町から厳しくお願いし、何とか追いついた。第二期工事についても同様に話し合ったが、まずは全体的に造ると資材が不足する。入居可能な箇所から集約して、前倒しできるような取り組みについて担当課と事業者が協議をしている。詳細については、担当課の復興推進課長から説明させる。

(横山復興推進課長)

住宅の事前登録された方にご迷惑をおかけして申し訳ない。世界情勢等の影響により資材調達が遅れている。駅西地区については、造成しながら建築していくといった形で段階的に整備をしている。特に、コンクリート受注製品や電気系資材の納入の遅れにより、入居予定時期に間に合わせるができない。事前登録された方には北側エリアの39戸ある内、空きが12戸あるので、そちらへご案内する見込みである。また、工事状況についても随時、情報提供したい。

(長塚一：男性)

町では請負業者をどの程度管理しているのか。お任せではないのだろう。私は現場を見に行ったが、20人程度いる中で勤務時間中にも関わらず、働いているのは数人であった。そういった管理はどうなっているのか。

(横山復興推進課長)

町では随時、事業者と打合せを行っている。県の代行整備だけでなく、町も一緒になって現場との打合せも行っている。現場を見に行かれた時はそういった工程だったのかと思う。

(長塚一：男性)

11時頃、休憩時間でもないのに、そうなのか。仕事に真剣に取り組んでいる感じではなかった。よく指導してほしい。

(伊澤町長)

ご指摘の件について、しっかりと調査し、そういった事実があるならば指導を徹底する。

(鴻草：男性)

賠償金について、新聞等の報道で、裁判所へ訴えた方の賠償金額が確定したと聞いている。従来の賠償金に比べて高額であると聞いたが、訴えなかった住民について、賠償金の上積を期待できるのだろうか。町は何か取り組んでいるのかお伺いする。

(伊澤町長)

原子力損害賠償の件かと思う。こちらについては裁判を申し立てた被害者の会に対し最高裁判所まで判決が出た。最高裁判所は東京電力の上告を棄却したので、原告の皆さんへ、その上積金が支払われる。裁判をしていない方たちについてはどうなのかというご指摘かと思うが、これについては3月5日に判決が出て、3月25日に町と議会が東京電力の復興本社を呼び、裁判をしていない住民に対しても水平展開するように申し出をした。その後、双葉地方町村会、県町村会、県の賠償対応の協議会などが動き、自由民主党（以下、自民党）の東日本大震災復興加速化本部等、担当の機関へ要望をしている。経過としては、自民党の復興加速化本部から原子力損害賠償紛争審査会（以下、原賠審）へ中間指針の見直しの指示をしたと聞いている。今現在、原賠審で中間指針の見直しをしていると承知している。被災した住民の皆さんへそういった取り組みがなされると私は理解している。原賠審の方が町に来た際など、指針の見直しは常に町として取り組んでいる。自民党や公明党へ毎年、要望も行っている。判決結果に基づいて、県内の団体が行動したことにより、好転してきたと私は感じている。私としては被災された皆さんには今までの賠償額に上積みされたものが支払われると考えている。

(鴻草：男性)

以前の懇談会でもお願いしたが、旧国道で車両の通行が可能になったが、鴻草の旧国道沿いにはバリケード等が設置されている。私は実家が特定復興再生拠点区域内で、町には様々な取り組みをしていただき助かっている。ただ、特定復興再生拠点区域内（実家）で活動して、特定復興再生拠点区域外の自宅へ行こうとすると、届け出を出さないと入れない。バリケード等はいつなくなるのか。特に、特定復興再生拠点区域外はいつ除染されるのか、いつ家屋解体が進むのか話題になる。戻る、戻らないについては家庭内でも大きな話題である。コールセンターへ届け出て、自宅へ戻ることはすごく違和感がある。バリケード撤去などについて方向性だけでも教えてほしい。

(伊澤町長)

ご指摘にあった新山・鴻草線は特別通過交通かと思う。さらに、帰還困難区域の家屋解体についてお話しされたかと思う。

まず、特別通過交通については、国と協議中である。帰還する住民の皆さんの利便性向上のために特別通過交通は存在するかどうかと思うが、戻った住民がバリケードの中を帰ることが復興なのか疑問かと思う。特別通過交通の道路については、バリケードを含めて国と協議している。どうするか決まったら、皆さんへお知らせするので、お時間をいただきたい。

帰還困難区域の家屋解体については、各行政区の皆さんからご意見をいただいている。除染はもちろんのこと、荒廃していく家屋を見るのは非常に忍びない。何とも言えない悲壮感があると私も考えている。先般、自民党の東日本大震災復興加速化本部の額賀本部長、谷事務局長、さらに橘元復興副大臣に、双葉町内の石熊地区、帰還困難区域の荒廃した家屋の中に入れていただいた。帰還困難区域の全域の除染は当然であるが、先んじて、荒廃家屋の解体をできないかとお話した。東日本大震災復興加速化本部幹部の方は現場を見たのは初めてであったと思うが「こういう状況は何ともしなくてはいけない」と感じていたように思う。さらに公明党の東日本大震災復興加速化本部の方にも同じ家屋をご案内した。被災者生活再建支援金の件もあり、こういったものにいち早く前倒して対応することが住民の生活再建にもつながるという話をしている。当然、帰還困難区域の除染は進めるが、残りの80数%の地域を一度に進めることは不可能であるため、申し訳ないが、優先順位をつけて段階的に進めさせていただく。しかし、家屋解体については別枠で、国として特段の配慮をしていただきたい。帰還困難区域の家屋の数は推定500～600戸かと思う。これまでの町内の特定復興再生拠点区域と比較して家屋数が少ない。家屋解体について早く進めてほしいと町として自民党や公明党、国の担当省庁へ申し入れをしている。方向性が決まったら、皆さんへお伝えしたい。

(三字：男性)

環境省の方にお伺いしたい。汚染水の海洋放出について、来年には放出が始まるかと思う。希釈して放出すれば安全といったことしか報道されない。海洋放出に至るまでには別の方法も検討されたのではないかと思うが、わかる範囲で教えてほしい。

(建設課：松原支援員)

海洋放出については経済産業省が所管であるため、環境省駐在員の私の知っている範囲でのご回答となる。海洋放出以外に大気放出も検討された。2つの方法に絞り込まれた上で、稼働中の原子炉からも海洋放出がされているという実績も踏まえて海洋放出になった。町としても、新たな風評被害を出さないために、国に対し透明性、信頼性のあるモニタリング等、正しい情報発信を求めていく。原子力規制庁、経済産業省、環境省でもモニタリングをする。特に、環境省では放出された後の海域でサンプリングし、どのくらいの放射性物質が含まれているのかモニタリングし、分かりやすい情報発信をすることで新たな風評被害を防ぎたいと考えている。

閉会（閉会時間 11 時 18 分）